

資料 2

(H260704 現在)

新潟市人権教育・啓発推進計画(案)

平成20年3月策定

平成27年3月改訂

新潟市

目 次

○ はじめに

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

(1) 世界の動き

(2) 国内の動き

2 新潟市の現状と課題

(1) これまでの取組

(2) 市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識

3 策定の趣旨と位置づけ

第2章 計画の目的と基本的な視点

1 「人権教育・啓発」の定義

2 計画の目的

3 基本的な視点

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

(2) リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する

(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

(4) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

第3章 人権を尊重する新潟市に向けて

1 人権教育・啓発の推進

(1) 市職員に対する人権教育・研修

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

(3) 学校における人権教育の推進

(4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援

(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援

(6) 企業における人権教育・啓発の支援

2 相談制度の充実

- (1) 相談担当者のスキルアップと相談窓口の周知
- (2) 関係機関などとのネットワーク化
- (3) 救済制度の検討

第4章 分野別人権施策の推進

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 同和問題
- 6 外国籍市民
- 7 感染症患者等
- 8 新潟水俣病被害者
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 さまざまな人権問題

第5章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 関係機関や民間団体等との連携・協働
- 3 計画の評価と見直し

主な用語の解説

巻末資料

- 新潟市人権教育・啓発推進計画の体系
- 策定までの経過

○ はじめに

わたしたちは、これまでの歴史の中で、人権が尊重される社会の実現のため多くの努力を重ねてきました。

人権とは、人間が生まれながらに持っている自分らしく生きる権利で、だれからも侵されることのない固有の権利です。人権は、すべての人々が生存と自由を保障され、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は誰もが持っている権利で、これが侵害されたときは公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではありません。

国や自治体には、国民や住民の人権保障に向けて努力する責務があります。新潟市も市民の人権保障を進めるため、なお一層真剣に取り組みます。一方、市民にも、自分の人権とともに、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚し、お互いに人権を尊重しあうことが期待されます。

新潟市においては、これまで各分野で個別に人権問題に関する諸施策を進めてきましたが、2006（平成18）年度に策定した「新・新潟市総合計画」では、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標として掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。

また、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが地方公共団体の責務とされたことから、2008（平成20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

この計画は、「新・新潟市総合計画」にあわせて2014（平成26）年度を目標年次として策定していたことから、あらためて人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するための見直しを行い、新たな施策を盛り込み改訂します。

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

(1) 世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合（※1）が設立されました。1948（昭和23）年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966（昭和41）年には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。

このほか、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約（※2）が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。

1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。その後、「人権教育のための国連10年」の終了後における取組をさらに進めるため、2004（平成16）年に国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006（平成18）に年障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され発効しました。

（※については本文後の解説を参照）

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか2本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同委員会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、2002（平成14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計

画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。
また、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、
2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などを制定しています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

2 新潟市の現状と課題

（1）これまでの取組

本市では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和60）年には「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和62）年に女性行政担当組織として婦人政策室を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定し、1991（平成3）年には市民とともに男女共同参画を推進するための施設として女性センターを設置しました。2001（平成13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、また、2005（平成17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し男女の性差別や固定化された性別役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現をめざしています。

同和問題については、1985（昭和60）年の市立高校で部落差別を助長する教師の授業での差別発言を契機に教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成5）年に市民相談室や人事課、市史編さん課、教育委員会等同和問題に関する府内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置するとともに、「新潟市同和対策基本方針」を定め職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めてきました。

国や県のほか人権擁護委員協議会、新潟県人権・同和センター、新潟県同和教育研究協議

会、新潟市同和教育研究協議会などの団体と連携し、人権啓発や人権・同和教育にも取り組んできました。

また、1959（昭和34）年から行っている市民相談では、いじめやドメスティック・バイオレンス（※3）（以下「DV」という。）などの人権に関わることや迷惑行為、近隣の争いなどさまざまな悩みに関し相談を受け、市の関係部署や国・県の関係機関、関係団体等と連携し問題解決に向けたアドバイスに努めてきました。

近年は、相談内容が社会構造の変化などにより、人権問題を含み複合化、複雑化していることから、相談対応の専門化を図っています。また、市民や地域、学校、関係機関・団体と行政が一丸となって、「新潟市自殺総合対策庁内推進計画」を策定し、連携を図りながら問題解決を進めています。

個別分野では、障がいの有無に関わらず社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加・参画し、安心して暮らすことのできる地域社会をめざす「新潟市障がい者計画」、世界にはばたく心豊かな子どもをはぐくみ市民が学び育つ社会づくりをめざす「新潟市教育ビジョン」など、それぞれの分野で計画を策定し、人権に配慮した施策に取り組んできました。また、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。

（2）市民意識調査からみる市民の人権に関する意識

イ 調査の経緯

本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、さまざまな施策を進めるため、男女の平等感や仕事と生活の調和、配偶者からの暴力などについて「新潟市男女共同参画に関する基礎調査」を定期的に実施するなど各分野で調査を実施し、それぞれの施策の立案に役立ててきました。

しかし、今もなお公権力による人権侵害、女性・障がい者・外国籍市民に対する差別、子どもに対するいじめや虐待、同和問題などさまざまな人権問題が存在していることから、これまで各分野で個別に進められてきた人権問題に関する諸施策を尊重しながら、人権理念の普及と理解の推進を図ることとし、2006（平成18）年に「新潟市人権に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）を実施し、2008（平成20）に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

今回この計画の見直しにあたり、2013（平成25）年にあらためて市民意識調査（以下「今回調査」という。）を実施しました。

ロ 意識調査の方法

新潟市内の満18歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,467件で、回収率は48.9%でした。

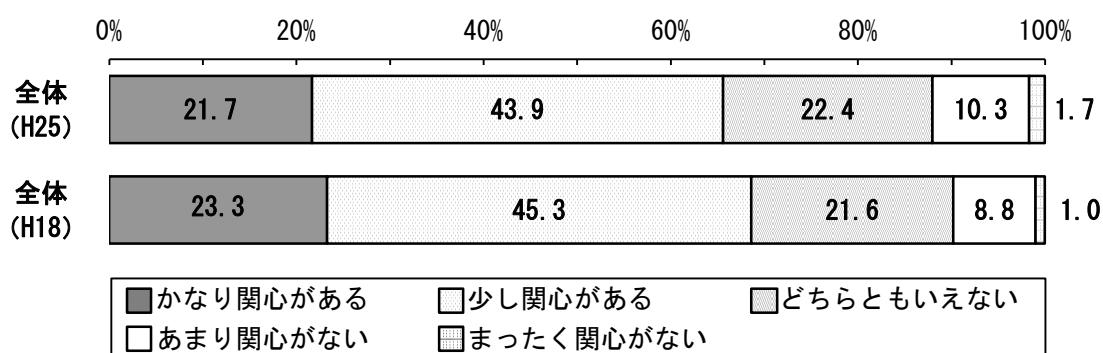
ハ 人権全般についての調査結果の要約

① 人権に関する関心

「あなたは『人権』ということに关心をもっていますか」という問い合わせに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、前回調査より3.0ポイント減少し、65.6%でした。

また、310件にも及ぶさまざまな自由意見をいただき、多くの市民が人権について関心をもっていることが示されました。

図1 人権に対する関心



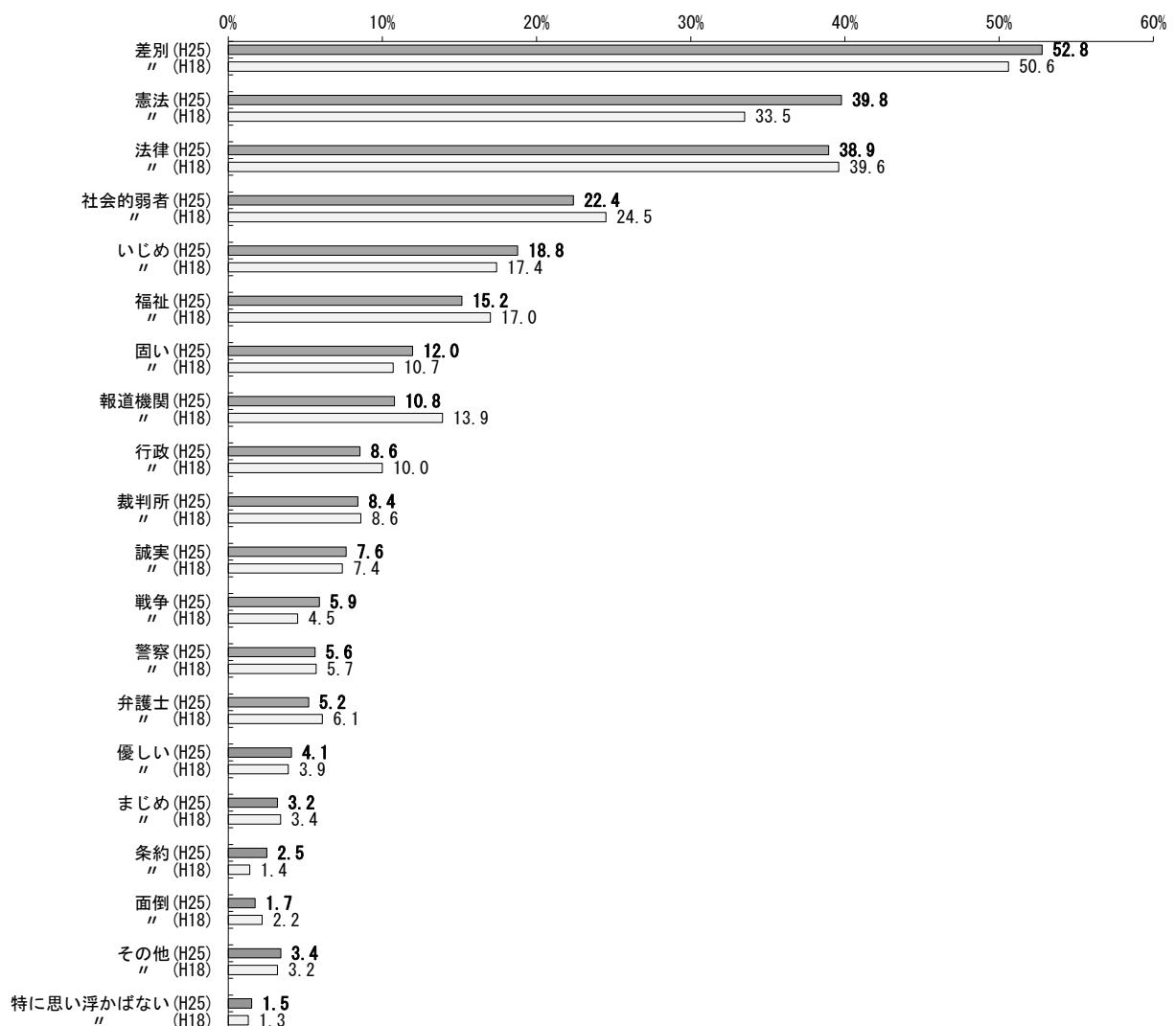
② 「人権」ということばのイメージ

「人権」という言葉から何をイメージするかを聞いたところ、52.8%の人が「差別」を挙げており、人権問題を差別問題と捉えている人が多いことが示されました。次いで「憲法」(39.8%)、「法律」(38.9%)の順でした。

前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。

図2 人権という言葉のイメージ

n=1438



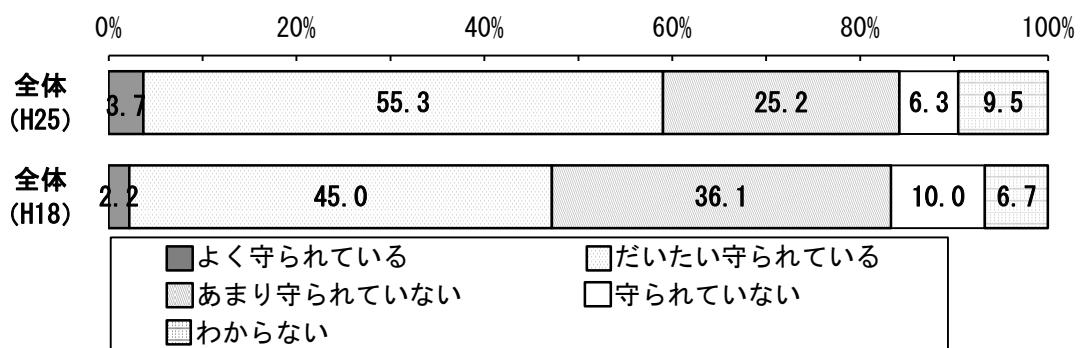
※「n=」は回答者数

③ 日本の社会における人権意識

「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては「守られている」が59.0%を占め、「守られていない」が31.5%でした。

前回調査では、「守られている」「守られていない」が相半ばする回答でしたが、「守られている」との意識が11.8ポイント上昇しました。

図3 日本の社会における人権意識



④ 人権侵害を受けた経験とその内容

自己の権利が侵害されたと思った経験のある人は28.2%でした。

その内容は、「不当な扱い・待遇」(53.5%), 「ストーカー行為」(37.7%), 「本来義務のないことをやらされた、権利の行使を妨害された」(30.0%), 「差別待遇(人種・信条・社会的身分等により、不平等又は不利益な取り扱いをされた)」(27.1%)の順でした。

前回調査では、「あらぬ噂・悪口・かげ口」(57.5%), 「不当な扱い・待遇」(48.0%), 「名誉・信用き損・侮辱」(41.2%), 「仲間はずれ・嫌がらせ」(41.2%)の順でしたが、今回調査では、前回1位の「あらぬ噂、悪口、かげ口」が52.8ポイント減少, 前回同率3位の「名誉・信用き損、侮辱」、「仲間はずれ、嫌がらせ」がいずれも30.1ポイント減少, 前回4位の「プライバシーの侵害」が28.0ポイント減少と、いずれも大きく減少しました。

図4 人権侵害を受けた経験

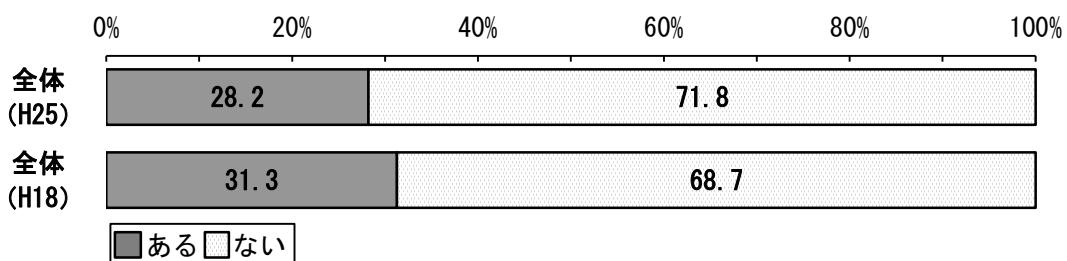
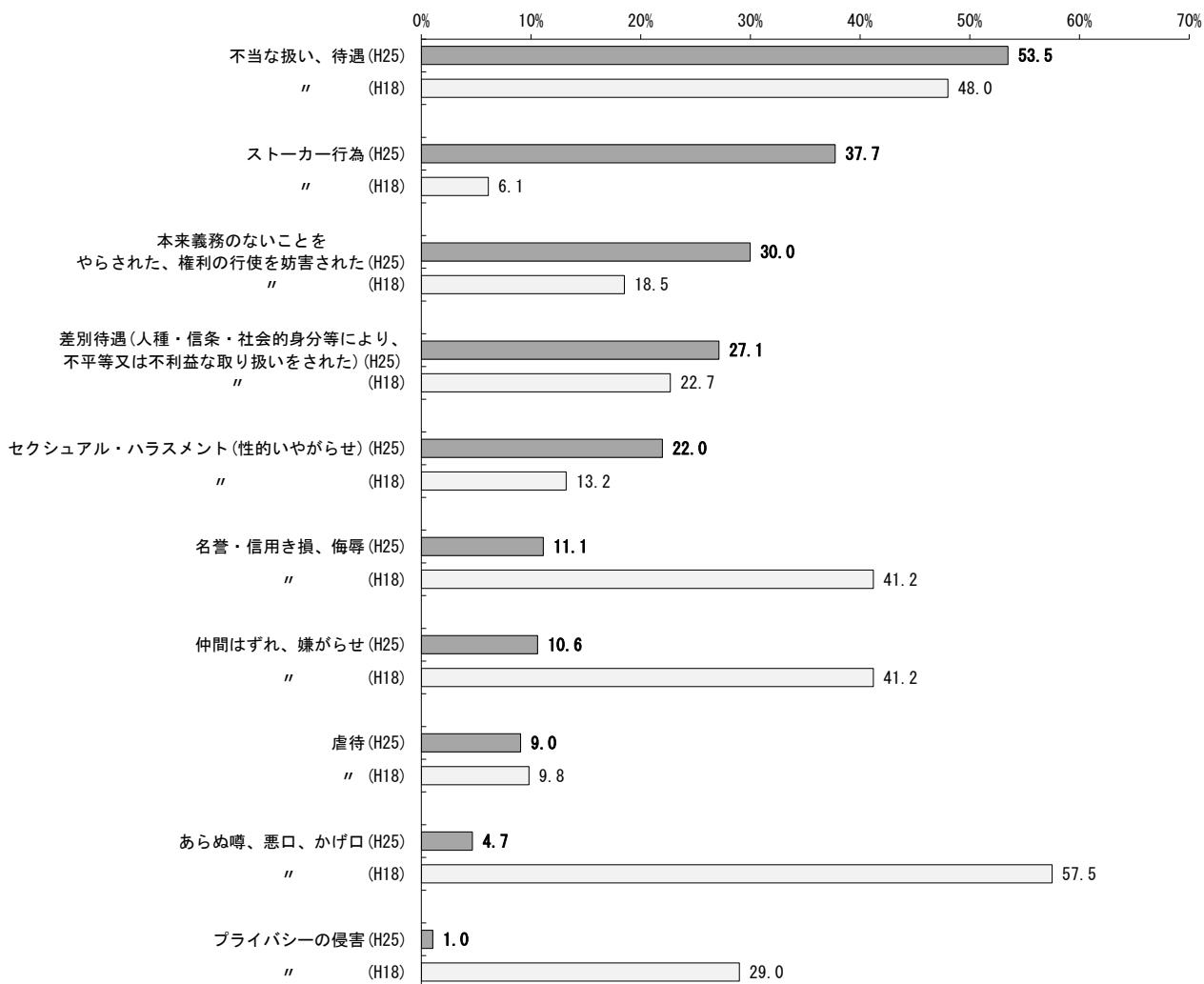


図4-2 人権侵害を受けた内容

n=387



※「n=」は回答者数

誰から人権侵害を受けたのかについては、「不当な扱い・待遇」(59.8%), 「本来義務のないことをやらされた」(58.5%), 「差別待遇」(54.9%), 「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」(56.7%), 「名誉・信用き損」(37.5%), 「プライバシーの侵害」(33.3%)において企業が1位となり、2位と大きな差がひらきました。また、「あらぬ噂・悪口・かけ口」では友人・恋人(36.5%), 企業(32.1%), 地域(30.6%)が、「虐待」では家族・親戚(29.2%), 親(27.1%), 学校(18.8%)が、「仲間はずれ・嫌がらせ」では友人・恋人(45.1%), 学校(33.3%), 企業(23.6%)が、「ストーカー行為」では友人・恋人(41.9%), 地域(29.0%), 企業(12.9%), 学校(12.9%)がそれぞれ上位を占めました。

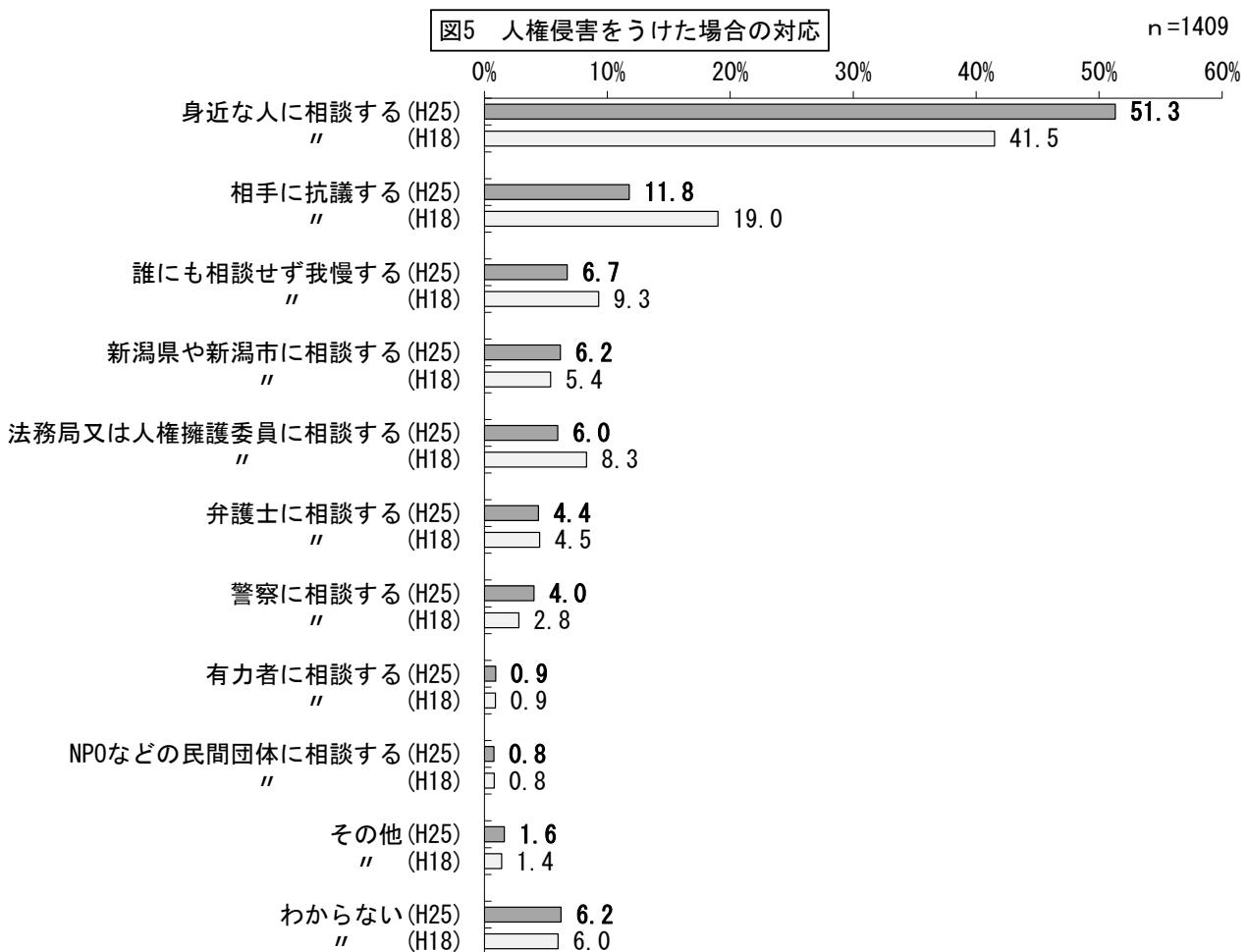
前回調査と比較すると、回答傾向に大きな差異は見られませんでしたが、県・市町村との回答が減り、家族・親戚、学校の回答が増える傾向が見られました。

⑤ 人権侵害を受けた場合の対応

自分自身が人権侵害を受けた場合の対応としては「身近な人に相談」(51.3%)が一番多く、次に「相手に抗議」(11.8%)、「黙って我慢」(6.7%)となっています。

法務局・人権擁護委員、県・市、弁護士、警察に相談するはいずれも少數でした。

前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。



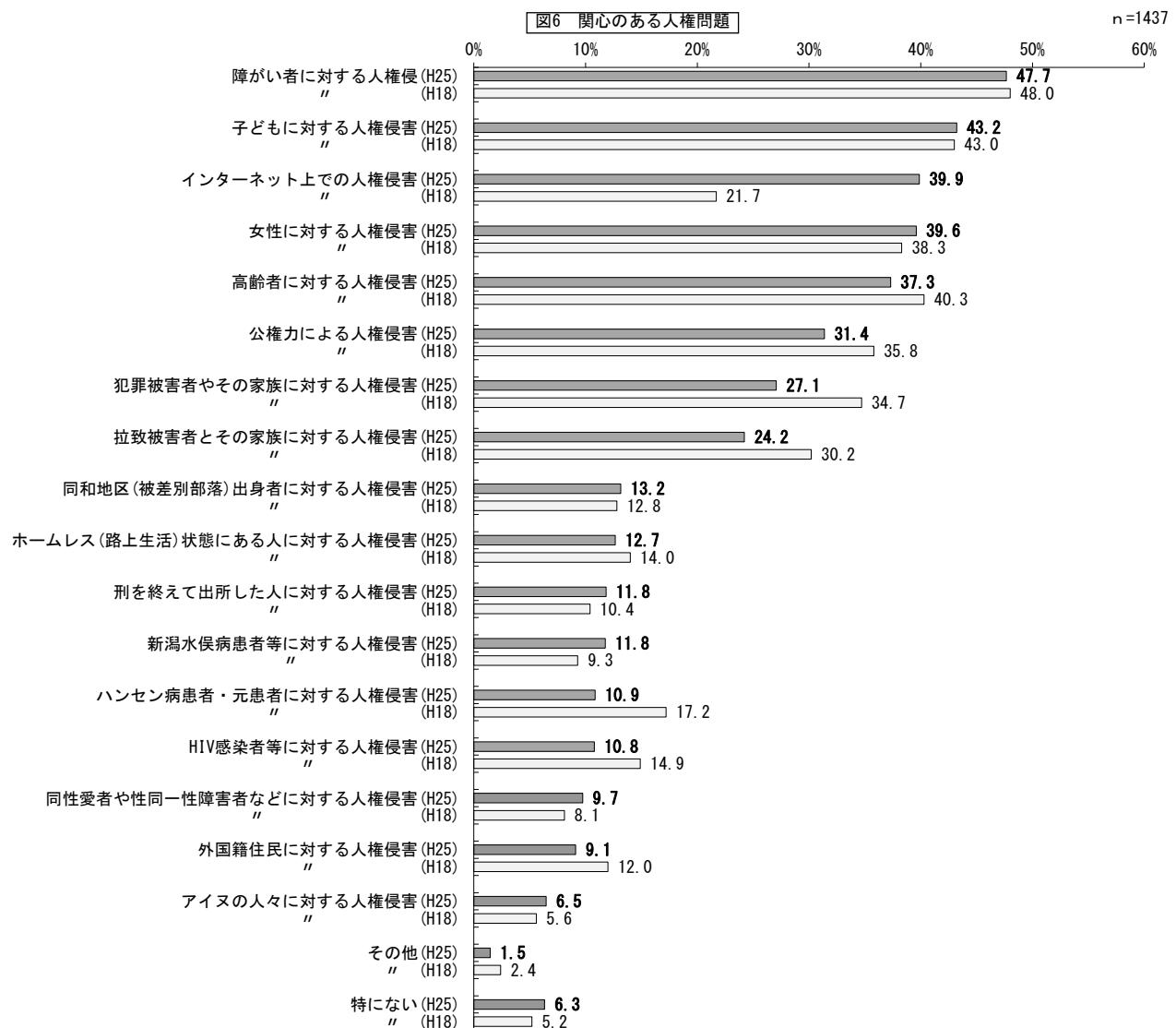
※「n=」は回答者数

⑥ 関心のある人権問題

関心のある人権問題は、「障がい者」(47.7%), 「子ども」(43.2%), 「インターネット上での人権侵害」(39.9%), 「女性」(39.6%), 「高齢者」(37.3%), 「公権力によるもの」(31.4%), 「犯罪被害者やその家族」(27.1%), 「拉致被害者とそ

の家族」(24.2%)に関するものが上位でした。

前回調査と比較すると、「インターネット上での人権侵害」の回答が大幅に増えましたが、そのほか回答傾向に大きな差異は見られませんでした。



※「n=」は回答者数

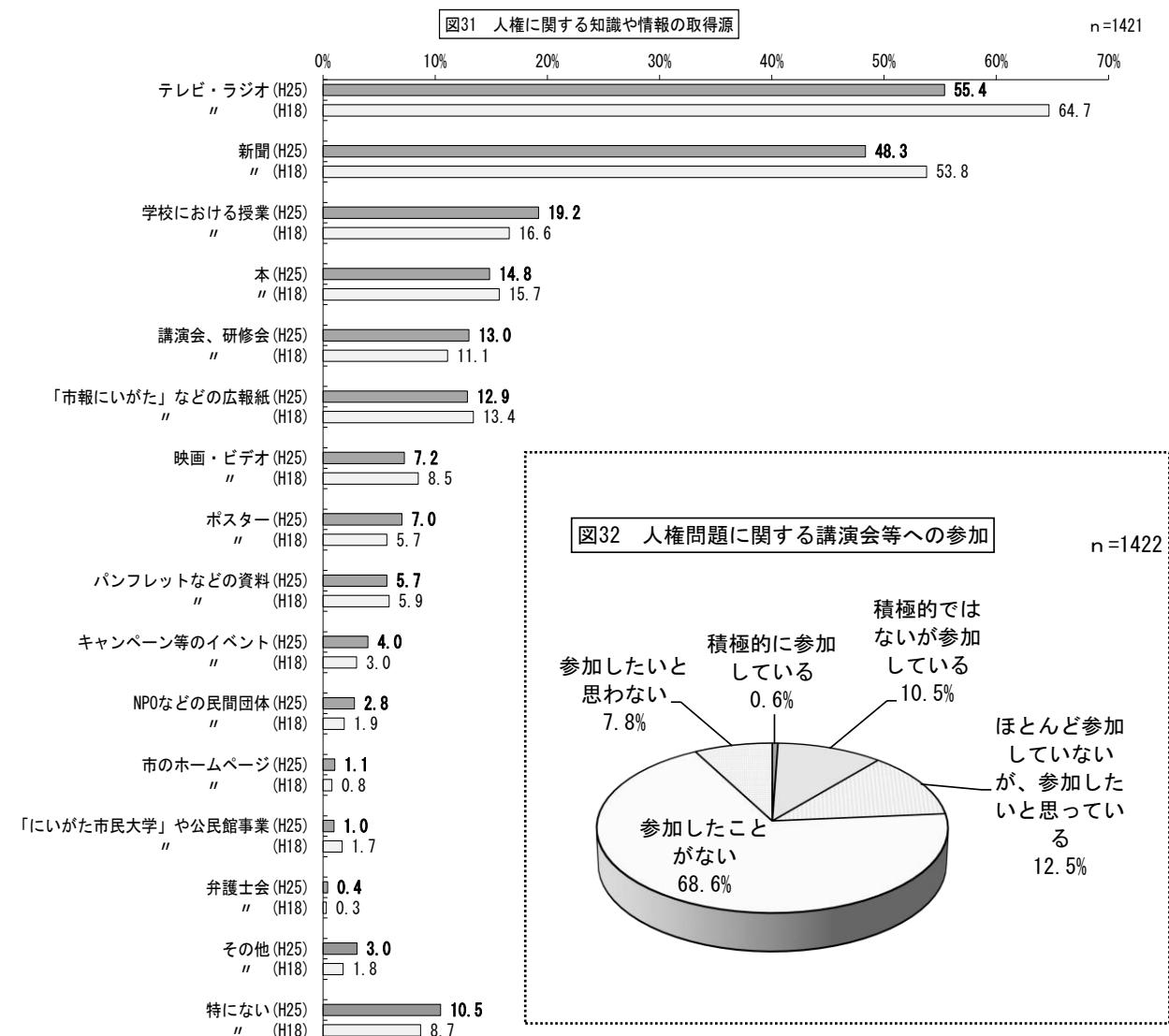
⑦ 人権に関する啓発活動について

人権問題に関する知識や情報の取得源は「テレビ・ラジオ」(55.4%), 「新聞」(48.3%)で、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。

次に「学校における授業」(19.2%), 「本」(14.8%), 「講演会・研修会」(13.0%), 「[市報にいがた]などの広報紙」(12.9%)の順でした。

また、人権問題に関する講演会等への参加については68.6%が参加経験なしの回答でした。

前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。



※「n=」は回答者数

(8) 新潟市民憲章の実現のために必要と思う取組

本市の市民憲章で掲げる「みんなで生きるために、助け合うまち。一人ひとりが大切にされ、いかされるまち」の実現のために今後の必要な取組をきいたところ、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」(41.0%)、「学校・地域での人権・同和教育の充実」(40.4%)、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策の充実」(32.8%)の順でした。

前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。

(3) 今後の課題

本市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

その結果、「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が前回調査では31.3%でしたが、今回調査では28.2%と3.1ポイント減少し、また、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と感じている人が前回調査で46.1%でしたが、今回調査では31.5%と14.6ポイント減少しました。

しかし、「人権という言葉のイメージ」は、今回調査も前回調査と変わらず、「差別」と回答した人が1位(52.8%)でした。そして、今回調査では前回調査に比べ、人権に関する関心が3.0%減少するとともに、全体的に「わからない」と回答する割合が増える結果となり、人権に対して関心のある層と無関心の層との間に大きな差が見受けられました。

急激な少子高齢化、DV、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がりは、様々な人権侵害の背景にある貧困の問題が深刻化する結果となっており、個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。

本市は、市民憲章において「みんなでいきるために、助け合うまち。一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。」を掲げ、2005（平成17）年には「核兵器の廃絶と世界の恒久平和」を願い「新潟市非核平和都市宣言」を行い、2007（平成19）年度には「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政の推進」を基本理念の一つとする「新潟市自治基本条例」を制定し、一貫して人権尊重のまちづくりを進めてきていますが、市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。

また、人権尊重のまちづくりの実現には市民の理解と協力が不可欠であることから、人権に関わる問題を市民共通の課題として、市民や民間団体、企業等とともに連携・協働し推進する必要があります。

3 策定の趣旨と位置づけ

本市は、2007（平成19）年度に制定した「新潟市自治基本条例」に基づき、「一人ひとりの権利が大切にされる新潟」（前文）を目指しています。この理念は「新・新潟市総

合計画」の中でも触れられています。

2014（平成26）年度に策定した「(仮)にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」
（以下、「新総合計画」という。）は、「地域・田園・自然の力を活かし、健康で安心に暮らせるまち」、「日本海開港都市の拠点性を活かし、創造的に発展を続けるまち」を基本理念とし、「市民と地域が学び高めあう、安心協働都市」、「田園と都市が織りなす、創造交流都市」、「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」を8年後の未来都市像として描き、成熟した政令指定都市を目指しています。

「新総合計画」が示す〔施策体系〕の中で、以下の項目が本計画と密接に関わっています。

「市民と地域が学び高めあう、安心協働都市」

政策①「ずっと安心して暮らせるまち」

《8年後の目指す姿》

●市民の人権と安全が確保され安心して暮らしています。

施策4 市民生活での安心・安全の確保

・市民の人権が尊重され、安心して安全な生活をおくるため、犯罪や交通事故の起これににくい環境づくりや消防・救急体制の充実、適切な医療体制の確保を推進します。

また、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

このように、新潟市自治基本条例では「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「新総合計画」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を掲げており、これらを実現するためには「人権文化」（人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさま）を育むことが必要です。

この人権文化を育むには、人権教育・啓発を推進し、人権意識を定着させていくことが大変重要です。

この計画は、上記の理念を実現するため、本市が主体的に策定するものです。本市は「新潟市教育ビジョン」、「新潟市男女共同参画行動計画」、「新潟市障がい者計画」などを策定してきましたが、こうした分野別計画と本計画は有機的に連動するものです。

なお、「人権教育・啓発推進法」には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第5条）と自治体の責務が記載されています。本計画はこの責務を果たすという意味もあります。

第2章 計画の目的と基本的な視点

1 「人権教育・啓発」の定義

「人権教育・啓発推進法」によれば、「人権教育」とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、「人権啓発」とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます（第2条）。「人権教育」も「人権啓発」も、ともに「人権尊重」の精神や理念を広めることを目的としますが、前者は文部科学省、後者は法務省が実施するものです。本市では両者を一体と考え、「人権教育・啓発」と表現します。

「人権教育・啓発」の内容は上記の法律の規定からは必ずしも明らかではありません。そこで本市では、「人権教育・啓発」の具体的な内容を考える際に、2004（平成16）年12月の第59回国連総会で採択された「人権教育のための世界計画決議（日本は共同提案国）」における下記の「人権教育」の定義を参考することにします。なぜなら、国連決議における「人権教育」の内容は、本計画にいう「人権教育・啓発」に相当するからです。

3 …人権教育とは、知識およびスキル（※4）の伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報であり、次のことを指向するものとして定義できる。

- (a) 人権および基本的自由の尊重の強化
- (b) 人格およびその尊厳の理解の全面的発達
- (c) すべての民族、先住民族ならびに人種的、国民的、民族的、宗教的および言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダー（※5）の平等および友好の促進
- (d) 法の支配が規律する自由かつ民主的な社会にすべての人が効果的に参加できるようにすること
- (e) 平和の構築および維持
- (f) 人々が中心の持続可能な開発および社会正義の促進

4 人権教育は次の要素を包含する。

- (a) 知識およびスキル——人権およびその保護のための仕組みについて学習し、かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること
- (b) 価値観、態度および振舞い——人権を支える価値観を発達させ、かつそのような態度および振舞いを強化すること
- (c) 行動——人権を保護および促進するための行動をとること

なお、本計画にいう「人権」とは、主として、日本国憲法、日本が批准・加入した人権諸条約及び人権関係の法律などで、法令上定義されている人権や自由を意味するものとします。ただし、社会の変化に応じて個人の尊厳をめぐって新たな権利が主張されることがあります。本計画では、未だ法的な権利として確立していない個人の尊厳に関わる課題についても、柔軟に対応することにします。

2 計画の目的

本市は、新潟市自治基本条例では「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「新総合計画」では「市民と地域が学び高めあう、安心協働都市」を目指し、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を基本的な考え方として掲げています。

このため第1に、新潟市に住み、新潟市で学び働く人々の人権が尊重される社会づくりに向けた市の責務を明確にする必要があります。そのうえで第2に、子どもから高齢者までのライフステージの中で、家庭や地域社会、学校、職場などのあらゆる場で、市民一人ひとりの人権意識が高まることによって、人権が尊重されるまちづくりを目指します。本市の人権教育・啓発推進計画は、新潟市における「人権文化」を育み、市民と市が協働して行動するための指針となる計画です。

3 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化していることを受け、「市民意識調査」の結果からも、本市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起き続けていることが分かります。

これからも人権意識の向上に向けた教育・啓発は重要ですが、加えて、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。

また、人権侵害をする人やされる人を生まず、人権侵害が起きた場合でもこれを傍観せず、社会的な問題として地域と行政が一体となって取り組み、人権侵害された人を力づけるまちづくりが重要となります。

これらの趣旨にそって、人権教育・啓発施策については、《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》《リーガル・リテラシー（※6）（法を理解し使いこなす力）を重視する》《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》《人権教育・啓発と人権相談・救

済との関連を重視する》の4つを基本的な視点としながら推進します。

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は誰もが生まれながらに持っている固有の権利です。人権は、個人の尊厳を確保し幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。ですから、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、人権の実現や失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならぬ、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。しかし今後の人権教育・啓発では、これに加えて、すべての人は人権の法制度にもとづき、人権を保障される権利主体であることも強調する必要があります。

(2) リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する

権利の主体として人権の法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによって人権の法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していく環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権の法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、リーガル・リテラシーはなくてはならないものといえます。

(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくありません。このことは「市民意識調査」からも推測されます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観視せず、勇気づけ、人権相談の手立て

を紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会をめざします。

(4) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

今まで、人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、すべての人々のリーガル・リテラシーの向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識し、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第3章 人権を尊重する新潟市に向けて

1 人権教育・啓発の推進

本市は、2007（平成19）年度に制定した「新潟市自治基本条例」において「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」（第4条）を基本理念に掲げ、「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」（前文）を目指しています。この理念は前述の「新潟総合計画」の中でも触れられています。

人権教育・啓発の中でこのような理念を生かすため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学びます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO（※7）/NPO（※8）をはじめとした民間団体などと協働しつつ、本市において人権教育・啓発を進めます。

（1）市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の理念を尊重し、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて業務を遂行することが求められています。このため市は、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

本市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で新任職員、一般職員、係長、管理職向けの研修において、人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育指導者養成講座や各分野の研修会、各種講座に参加しています。

本市は、研修などの機会を十分に活用して、市行政とすべての職員の間に「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報を適正に取扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視し研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る職種もあり、より高い人権意識を求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。

また、「市民を対象とした業務はすべて人権に関わること」や「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながること」など、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲

示板に載せるなど職員啓発を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつく」ことを常に認識し、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、子どもから高齢者まであらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報掲載やホームページの開設、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会をいっそう充実させ、女性や子ども、高齢者など個別分野における人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害など新しい人権問題も広く広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

(3) 学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図るために副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めています。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

本市では、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、「(仮称)新潟市子どもの権利条例」の制定に向けた取組を進めています。学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を創造・定着させるため、①一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝

え、②児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、③児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ごしており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、校長・園長等の人権・同和研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権・同和教育のあり方を考える機会とともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

(4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援

本市では、これまで公民館による女性、高齢者、子ども等の人権に関する各種講座の開講や人権講演会を実施するなど、市民の人権に関する意識の高揚に努めてきました。

しかし、未ださまざまな人権問題が市内で発生しており、「市民意識調査」では「まったく関心がない」、「あまり関心がない」、「どちらともいえない」の合計が約3割という結果が示されています。市民の間に「人権文化」を育み、定着させるためにも、市民が自ら人権について学ぶ機会を支援することが重要となります。

そのため、人権にかかる各種講座の開設や講演会、啓発ビデオ貸し出しの紹介、人権学習のための場の提供、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動に努めます。

(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援

市内には趣味のサークルや町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、このなかには福祉関係をはじめとする人権に関するNGO/NPOの活動もあります。

これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決にむけて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。

今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

(6) 企業における人権教育・啓発の支援

企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

わが国では、憲法においてすべての国民に職業選択の自由が基本的人権の一つとして保障され、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということですが、そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

本市では、市民意識調査結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

2 相談制度の充実

「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた市民主体のまち・新潟」をめざすには、だれもが人間として尊重され、だれもが相手の立場に立って異なる価値観の違いを認め合う、人権尊重の地域社会づくりが重要です。

しかし、現実には依然として多様な人権問題が起きていることから、人権尊重の理念を普及高揚し人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発とともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

本市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から心配ごと相談、1970（昭和45）年からは弁護士による無料法律相談、2009（平成

21) 年からは人権擁護委員による市役所を会場にした特設人権相談を開設してきました。
一方で、相談内容が社会構造の変化などにより、いじめやDVなど人権問題を含み複合的、複雑化していることから、相談対応の専門化を図っています。

・主な相談機関

機関（名称）	開設年等	主な相談内容
<u>新潟市消費生活センター</u>	<u>2010（平成22）年に 移転し相談を強化</u>	<u>消費生活</u>
<u>新潟市配偶者暴力相談支援センター</u>	<u>2012（平成24）年</u>	<u>配偶者やの暴力</u>
<u>男女共同参画推進センター「アルザ にいがた」</u>	<u>2005（平成17）年</u>	<u>生き方・対人関係・DV被害に ついて、カウンセリングを中心 に自立を支援する相談</u>
<u>こころの健康センター</u>	<u>2007（平成19）年</u>	<u>精神疾患</u>
<u>児童相談所</u>	<u>2007（平成19）年</u>	<u>18歳未満の子ども対象</u>
<u>教育相談センター</u>	<u>1992（平成4）年</u>	<u>不登校・いじめ・集団不適応・ 非行等・青少年の教育や養育上 の問題について</u>

これらの相談は、適切な助言を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権に関わる問題の解決に導くなど、その業務が有効な救済の一手法ともいえることから、今後も、これらの相談業務を人権に関わる施策としても明確に位置づけ、人権尊重の視点から以下のように相談体制の充実を図ります。

（1）相談担当者のスキルアップと相談窓口の周知

社会の変化により人権問題も変わってくることから、変化する人権問題や新しい人権問題にも対応できるよう、日頃から相談担当者のスキルアップに努めます。

また、市民が抱いている人権問題を、市民がどこで相談すればよいのか相談窓口へ迅速・的確に導くことができるよう、身近な相談窓口や各分野の専門相談窓口、法務局や警察等関係機関、弁護士会や支援団体等の相談窓口について、一層の周知を進めます。

（2）関係機関などのネットワーク化

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、関係機関や当事者団体などとの連携が大切であることから、ネットワークの構築も含め効果的かつ効

率的な体制の構築を進めます。

（3）救済制度の検討

人権侵害に関わる被害者の法的救済については国による法的整備が基本となることから、国の法整備の状況を検証しながら、市民の人権侵害に対しての相談や救済の申し立てを受けた調査や相談、支援、市への是正勧告などを行う人権オmbudsman（※9）制度など救済につながる仕組みについても検討します。

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性

これまで女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことが多くありました。その根底には性別役割分担意識があり、それが女性の生きがたさにつながっていました。

1985（昭和60）年にわが国も批准した「女子差別撤廃条約」では「（男女の）区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。

また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議を契機に、DVや性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。

日本では「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が公布・施行されていますが、DVと虐待との関連性も明らかになるなど、「女性問題」は女性に対する差別だけでなく、子どもや高齢者等の弱者に対する人権侵害であり、さらに「男性問題」でもあることが指摘されています。

本市では、1983（昭和58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして、2005（平成17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。

今回調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査と同様に「職場における男女の待遇の違い」の回答が5割、「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」の回答が4割となっていることから、依然として性別役割意識が根強くあることがうかがえます。また、「女性の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの「仕事と家事や育児・介護などを両立できる環境の充実」の回答が5割を超えていました。

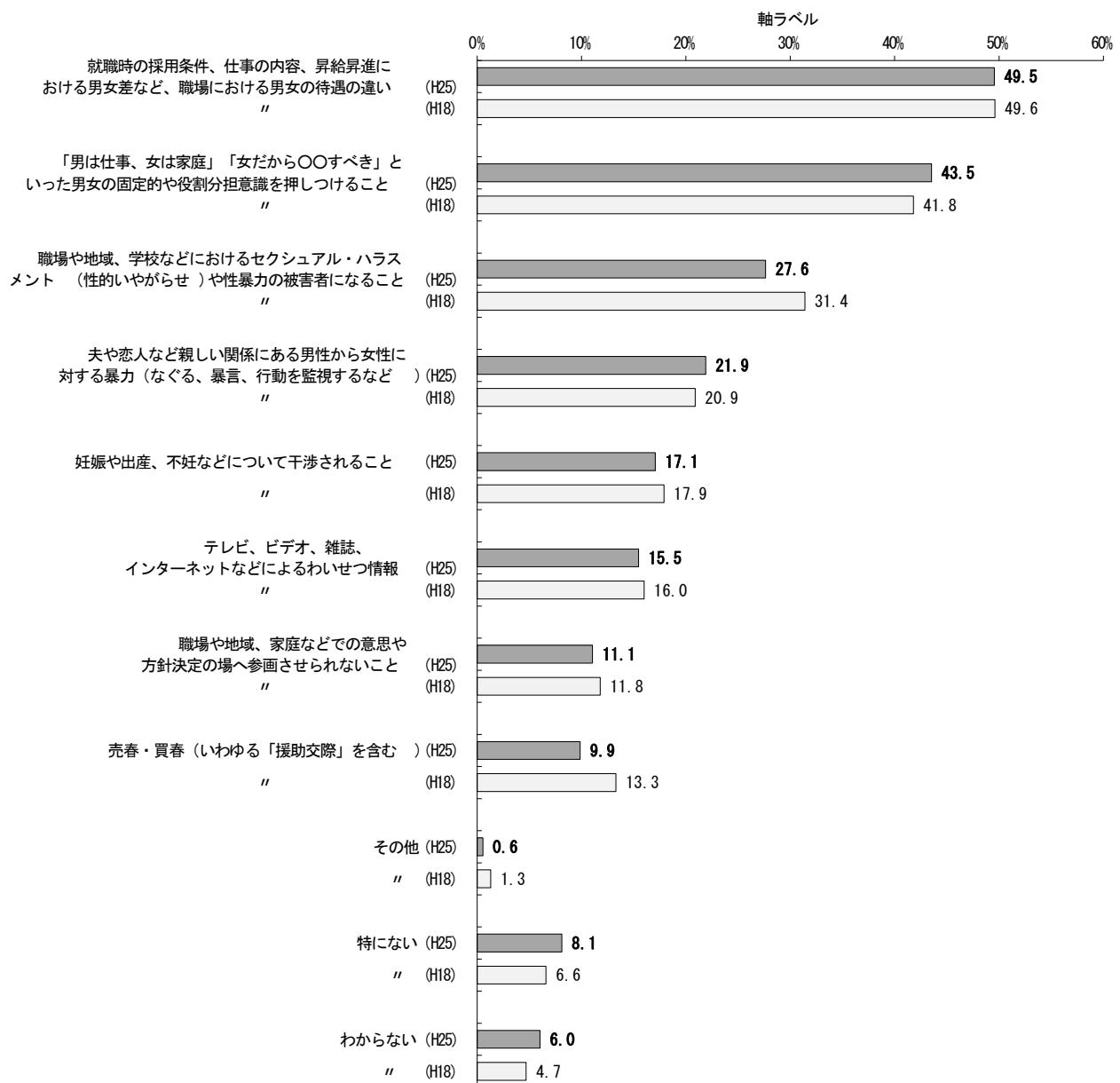
これらの状況を踏まえ、引き続き職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を發揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組んでいきます。

また、女性が抱える問題解決や自立支援など、各種相談機関が連携し取り組んでいきます。

※今回調査の結果のみのグラフとする。

図7 女性に対する人権侵害だと思うこと

n=1429



※「n=」は回答者数

2 子ども

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年に国連において採択され、1994（平成6）年に我が国においても批准しました。これまで20年あまりが経過したが、この間も、核家族化の進行による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済状況による貧困等を背景に、児童虐待の相談・通告件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等の社会問題が発生しているなど、子どもが育つ

環境は一層厳しいものになっています。

2010（平成22）年に示された第3回国連子どもの権利委員会の総括所見の中でも、子どもに対する暴力や体罰の禁止、教育への権利、社会的養護の充実等について、日本政府に対し勧告がなされています。

こうした中、2011（平成23）年に民法が改正され、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限されうることが明確にされました。

また、同年には、すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であることから、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会により「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、家庭的養護を推進していくことなどの方向性が示されました。

子どもは一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳をもった人間であり、子どもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるばかりか、子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども期を経て成長することができると考えられます。また、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、子どもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができるといえます。

本市では、学校教育を通じて児童生徒の人権尊重の精神を育成し、人権・同和教育を行うため、子どもの権利について考え方理解を深めるために小学校1年生、4年生、中学校1年生を対象に「子どもの権利条約」パンフレットを配布しています。さらに、小学校4年生を対象にして、このパンフレットに応募用紙を折り込み、「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを募集しています。入賞作品は、市内の数会場で展示を行い、児童の描くイラストを通じて市民にも人権尊重の意識を高めてもらう取組を行っています。

また、将来を担う子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を確保するため、様々な子ども・子育て支援に総合的に取り組んでおり、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」をはじめ、市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻く全ての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めています。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、前回調査と同様「子どもの人権」との回答が4割と

なり、市民の関心の高さがあらわれています。また、「子どもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者による虐待・ネグレクト（※10）」の回答がそれぞれ5割、「いじめを見て見ぬふりをする」の回答が4割となっています。「子どもの人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「他人への思いやりの心を育む」の回答が5割、「予防・解決・救済策の充実」の回答が4割となっています。

これらの状況を踏まえ、いじめについては、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域等社会全体で取り組むことが大切であり、これからも子どもを人権侵害から守る取組の中で、人権教育の一層の充実を図っていきます。

このため、本市では「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（2013（平成25）年）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するために、2014（平成26）年、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

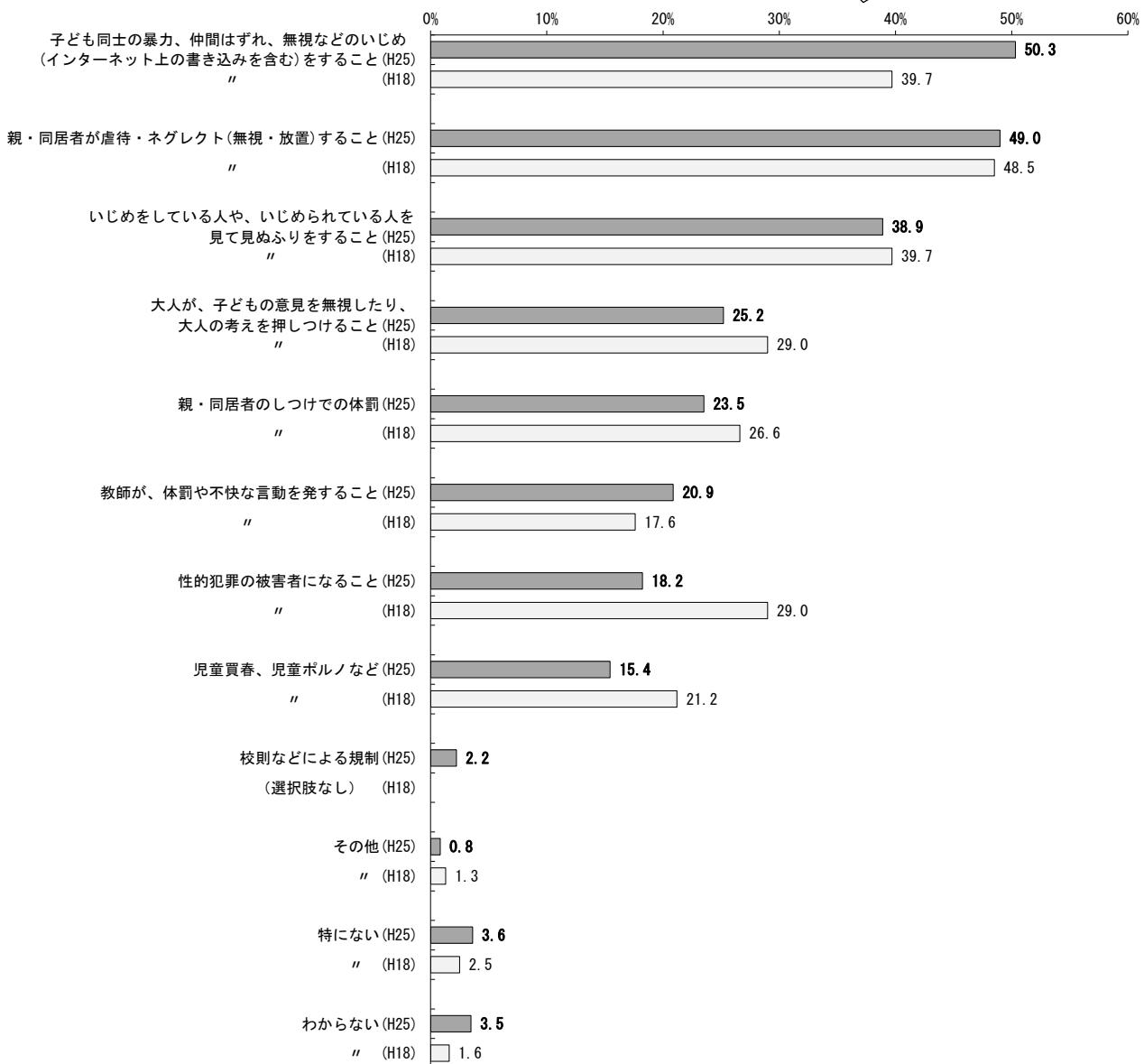
また現在、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー（※11）」の全中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者から子どもを守る活動の推進については「セーフティ・スタッフ（※12）」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。

さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養護を優先するとともに、施設養護において小規模単位の養育環境を整備するなど、社会的養護の充実を目指します。

※今回調査の結果のみのグラフとする。

n=1437

図9 子どもに対する人権侵害だと思うこと



※「n=」は回答者数

3 高齢者

今後、団塊の世代が高齢者となり更なる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者が更に増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなく暮らせる社会の実現をめざして取組を推進していくことが求められています。

本市では、2006（平成18）年、2009（平成21）年および2012（平成24）年に「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が続けられるよう、生きがいづくりと介護予防を推進すると

とともに、介護・生活支援サービスの基盤整備を図るなど、明るく安心して暮らせるまちづくりを進め、市民全体で支えあう地域社会の創造をめざしてきました。

2000（平成12）年には介護保険制度が始まり、「措置から契約へ」と高齢者が自らの選択に基づき、利用者本位のサービスが提供される方式に転換されましたが、サービス提供の場では、介護を必要とする高齢な利用者とサービス提供者が必ずしも対等な立場にないケースも想定され、サービス利用者側の権利が軽視・無視されることも懸念されました。

また、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、高齢者が必要な介護を受けることができない、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害をうけるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。本市においても、2007（平成19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成24）年度には内容や報告様式などの改訂を行い、より適切な対応ができるよう周知・体制づくりの整備を進めています。

今回調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査に比べ回答率は減少したものの、「経済的自立が困難」の回答が4割、「働く場所や能力を發揮する機会が少ない」の回答が3割と、「邪魔者扱いしたり、暴言、暴力を振るう」の回答が前回調査と同様に4割となっています。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」に対し、前回調査と同様「自立して生活できる環境」の回答が5割を超え、「相談・支援体制の充実」の回答が4割となっています。

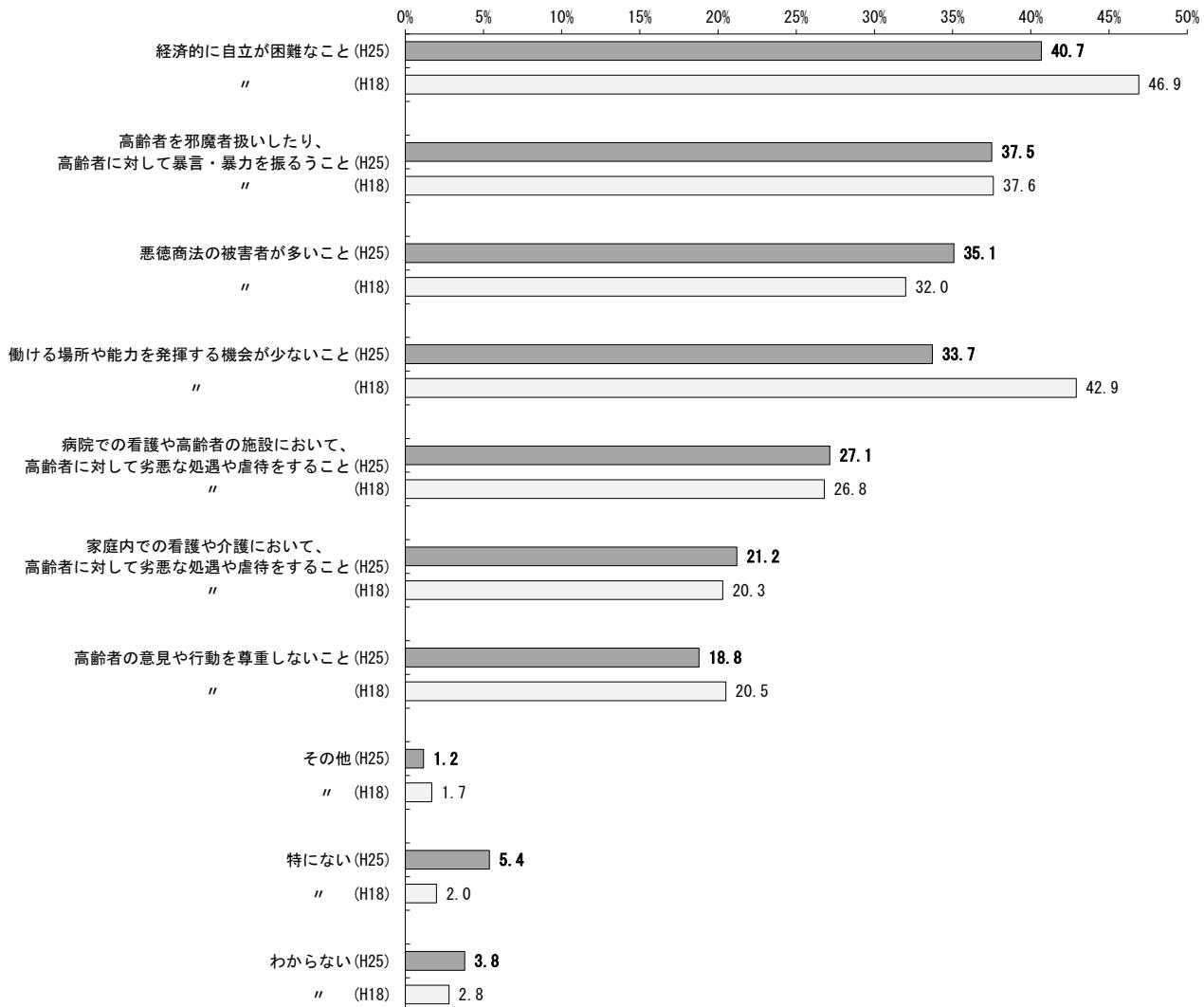
これらの状況を踏まえ、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めています。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者に対する詐欺事件なども年々増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

※今回調査の結果のみのグラフとする。

図11 高齢者に対する人権侵害だと思うこと

n=1448



※「n=」は回答者数

4 障がい者

本市では、平成19年3月に「新潟市障がい者計画」、平成24年4月に「第2次新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んでいますが、障がいの重度化・重複化、障がい者本人や家族等の高齢化が進むなど新たな課題も生じています。

また、これまでに障がい者に関する法制度も大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が平成18年12月に国連総会において採択されてから、国は条約の締結するため、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備が行われました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、同年8月には「障害者基本法」の改正があり、平成24年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定され、同年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

さらに、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定が行われました。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、前回調査と同様「障がい者に対する人権」との回答が5割と、市民の関心の高さがあらわれています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査と同様「働く場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」の回答が5割を超えていました。「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「就業機会の確保」、「相談・支援体制の充実」の回答がいずれも4割となっています。

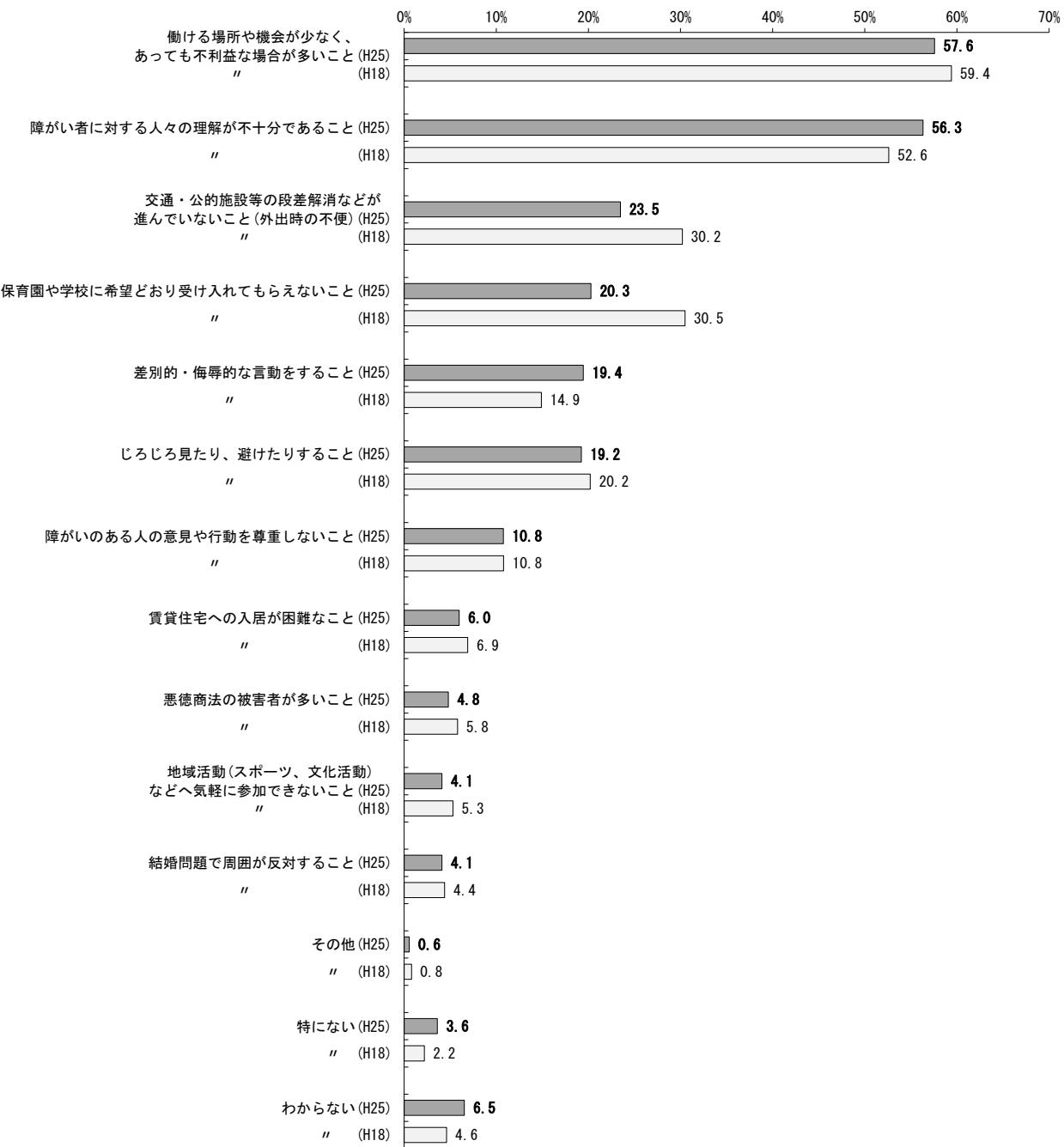
障害者権利条約に日本が批准し、平成26年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別の解消などが進むと考えられていますが、本市においても、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。

平成27年度から32年度を計画期間とする第3次新潟市障がい者計画においては、条約や市独自の条例の主旨に鑑み、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。

※今回調査の結果のみのグラフとする。

図13 障がい者に対する人権侵害だと思うこと

n=1440



※「n=」は回答者数

5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今でも結婚や就職等日常生活上のさまざまな差別を受けている人権上の重大な差別問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969

(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」以来、部落差別をなくすためさまざまな事業が実施されてきました。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975(昭和50)年以降、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用され大きな社会問題になりました。

また、2005(平成17)年以降、行政書士や司法書士による戸籍謄本の不正取得が発覚し、不正取得された戸籍謄本が部落差別の身元調査に使われた可能性が大きな社会問題になり、本市でもこうした戸籍謄本の請求があることが見つかりました。今後、法整備等の対応が求められています。

本市では、1985(昭和60)年に市立高校で部落差別を助長する教師の発言があつたとして問題になり、これを本市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

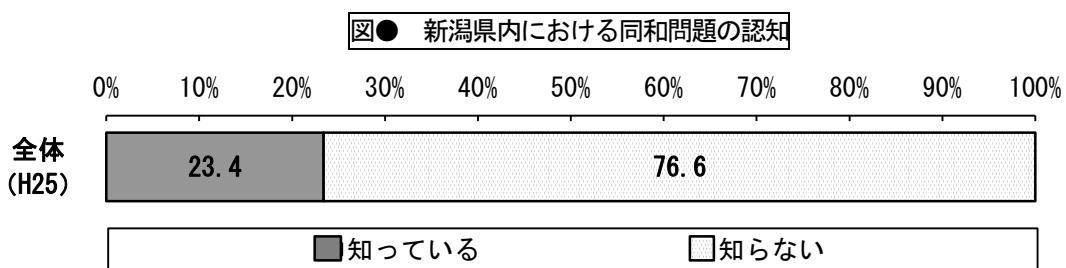
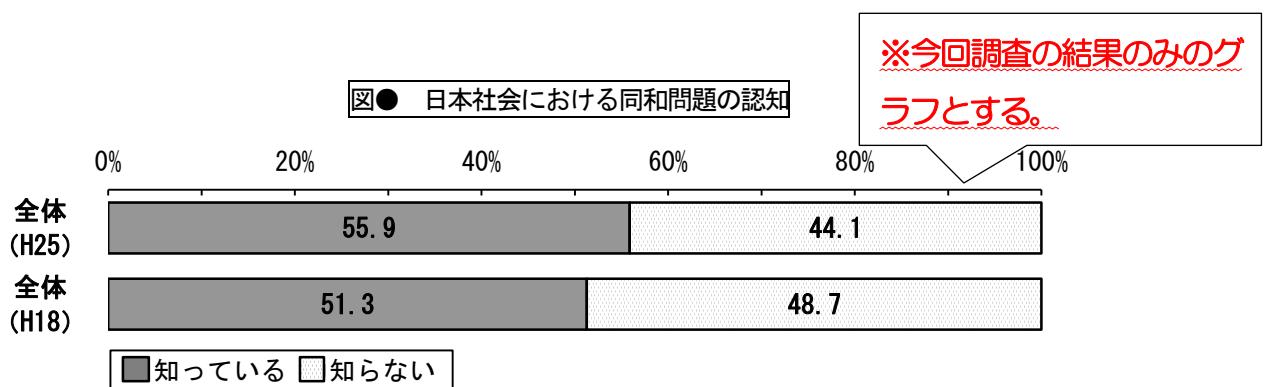
市郷土資料館で開催した1989(平成元)年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991(平成3)年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定できる古絵図を何の説明を加えないままで展示し、さらに本市のパンフレットなどにも何度もこの古絵図を利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして「新潟市同和対策基本方針」を定め「同和対策連絡調整会議」を設置し、また本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009(平成21)年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に入権に配慮を欠く記載欄があったため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類の確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要的記載欄をなくすように努めます。

今回調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、前回調査と同様「同和地区（被差別部落）出身者に対する人権」との回答が1割と市民の関心が低く、「日本の社会に同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っているか」に対し、「知っている」の回答率が6割に増えたもの、新設した「身近（新潟県内）の同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っているか」では「知っている」の回答が2割と、低い結果になりました。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、前回調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるよう努力する」の回答が5割、「学校や地域における同和教育」の回答が4割とあり、更なる

人権教育・啓発が必要といえます。「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、学校同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれ、今後とも学校での同和教育の重要性が示されているといえます。

これらの状況を踏まえ、同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。

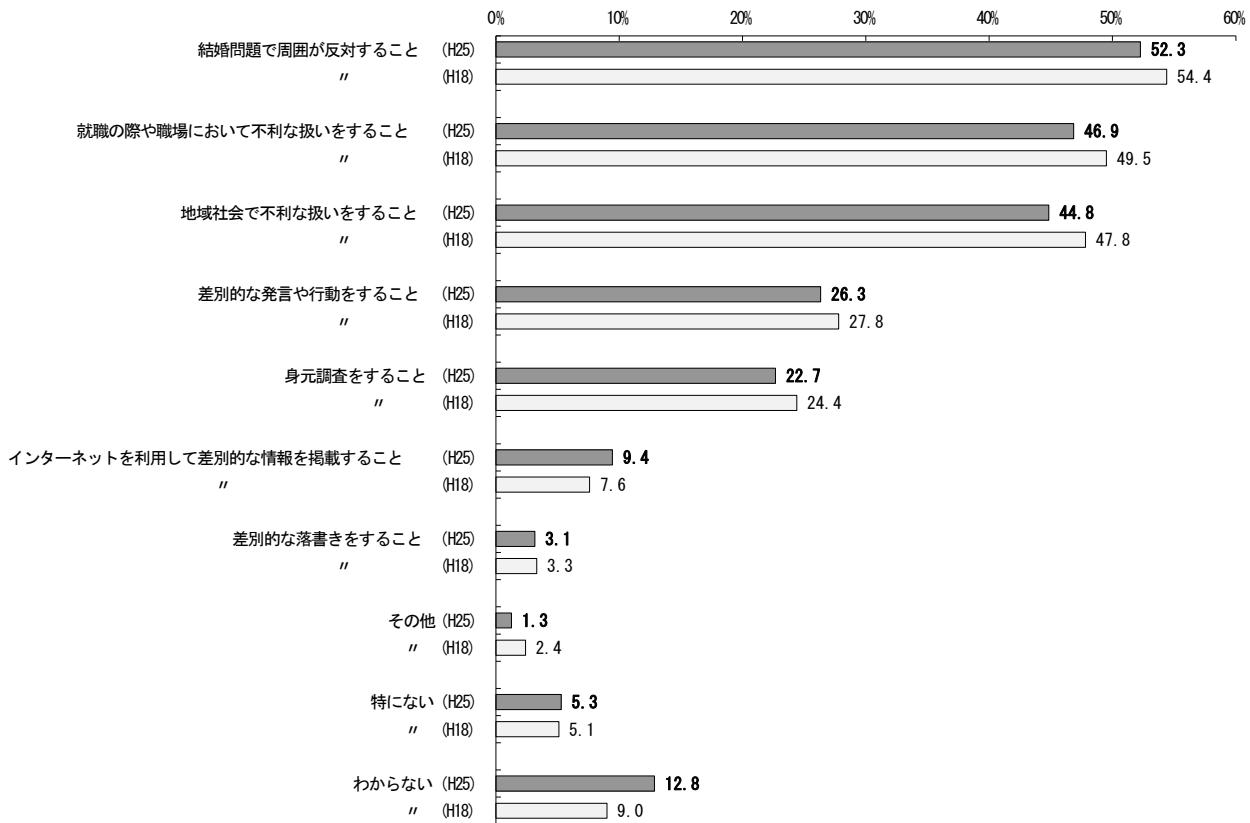
同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組みます。



※今回調査の結果のみのグラフとする。

図21 同和問題で人権上問題だと思うこと

n=794



※「n=」は回答者数であり、回答者は同和問題を「知っている」の回答者が対象

6 外国籍市民等

国際化が進展する中、本市には4,586人（2014年5月31日現在）の外国人住民が暮らしており、全人口に占める構成比は約0.5%となっています。また、日本人であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

こうした市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合もあります。

今回調査では、「外国籍市民に対する人権侵害だと思うこと」に対し、前回調査と同様「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を求める機会が少ないこと」との回答が3割を占めましたが、いずれも回答率は減ってきました。また、今回調査では、新たに「社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が不十分である」との選択肢を追加したところ、同様に3割の回答があり

ました。「外国籍住民の人権を守るために必要なこと」に対しては、前回調査と同様「相談の場を増やす」、「相互理解と交流を深める」の回答がいずれも4割となっています。

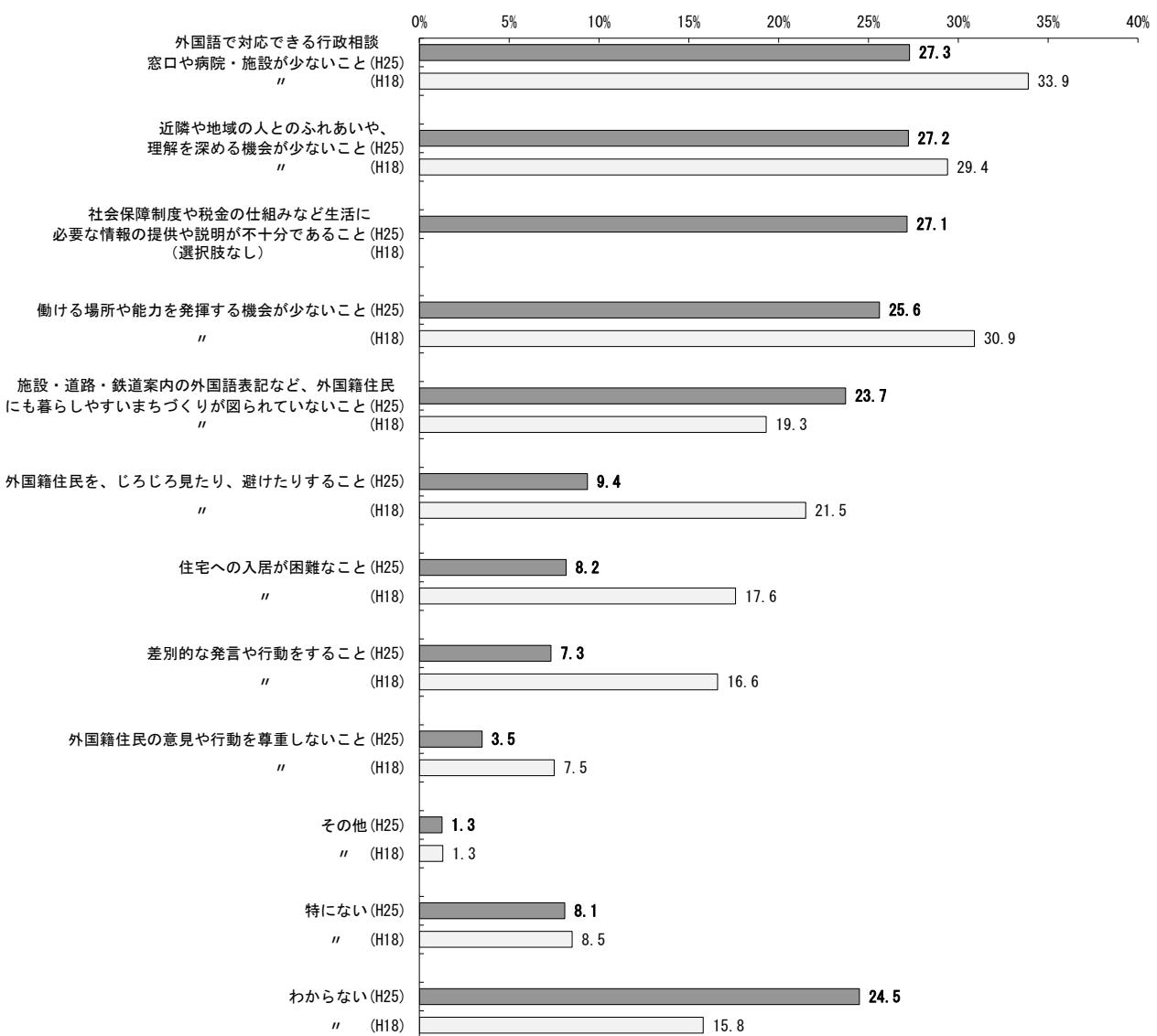
これらの状況を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、本市では、「新潟市区外国籍市民懇談会」を通じて意見の把握に努め、施策に反映させ、教育、医療、福祉、住宅、労働など生活全般において、外国籍市民等の人権をできるだけ保障するように努めます。

また、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図るとともに、外国籍市民等が住みやすい環境づくりを進め、地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。

※今回調査の結果のみのグラフとする。

図23 外国籍住民に対する人権侵害だと思うこと

n=1433



※「n=」は回答者数

7 感染症患者等

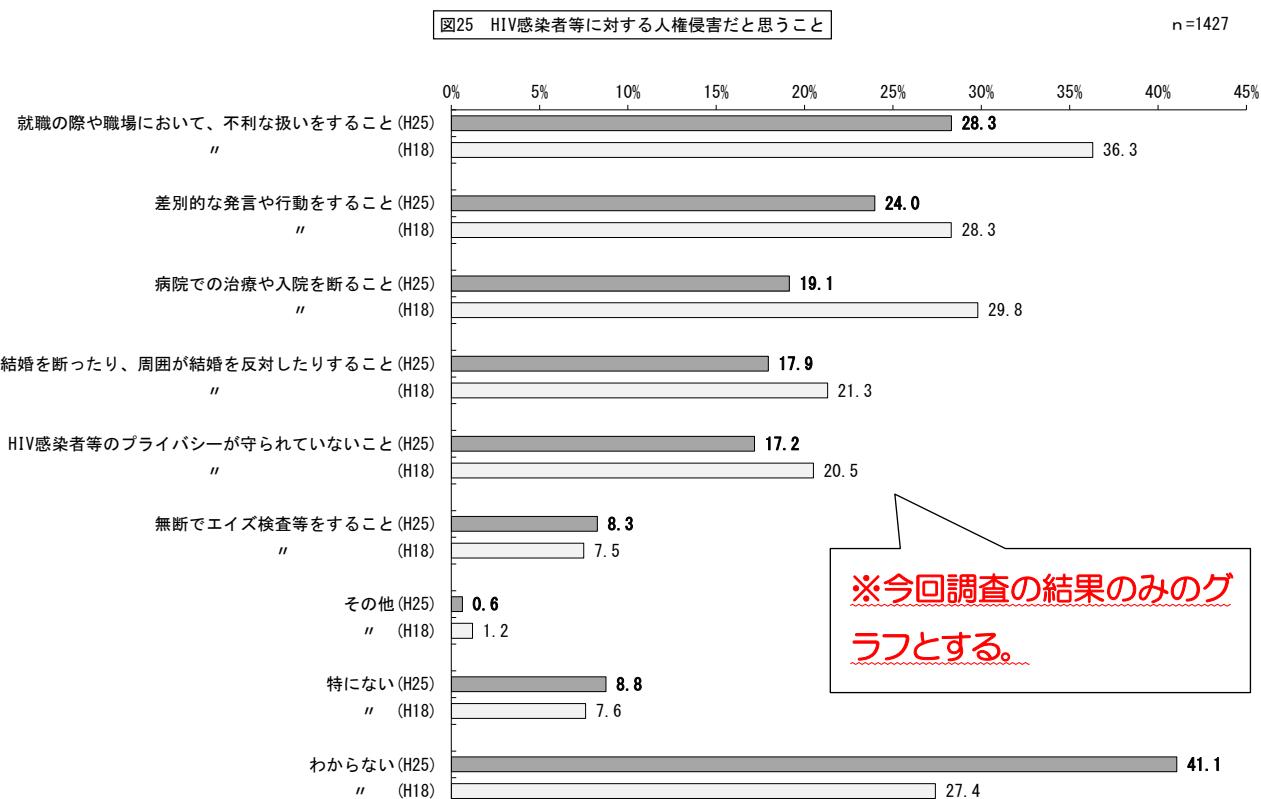
医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV(※13)／エイズやハンセン病(※14)に対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や元患者、感染者、家族等への偏見や差別が依然として残っています。

今回調査では、「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が4割と最も多く、前回調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの「正しい知識を義務教育の中

でも教育する」、「医療体制やカウンセリング体制の充実」との回答が5割となっています。

これらの状況を踏まえ、今後とも感染症患者などに対する差別や偏見の解消のため世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。

また、ハンセン病については従前の政策が元患者に対する差別や偏見を招き、人間として生きることすら否定する多くの悲劇を生んできました。2003（平成15）年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題がおきるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病元患者に多大な苦痛を与え続け、社会復帰を妨げる原因となっています。元患者に対する差別や偏見の解消のため、ハンセン病に対する正しい知識と理解を得るための啓発活動を推進します。



※「n=」は回答者数

8 新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場から阿賀野川へ排水された工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

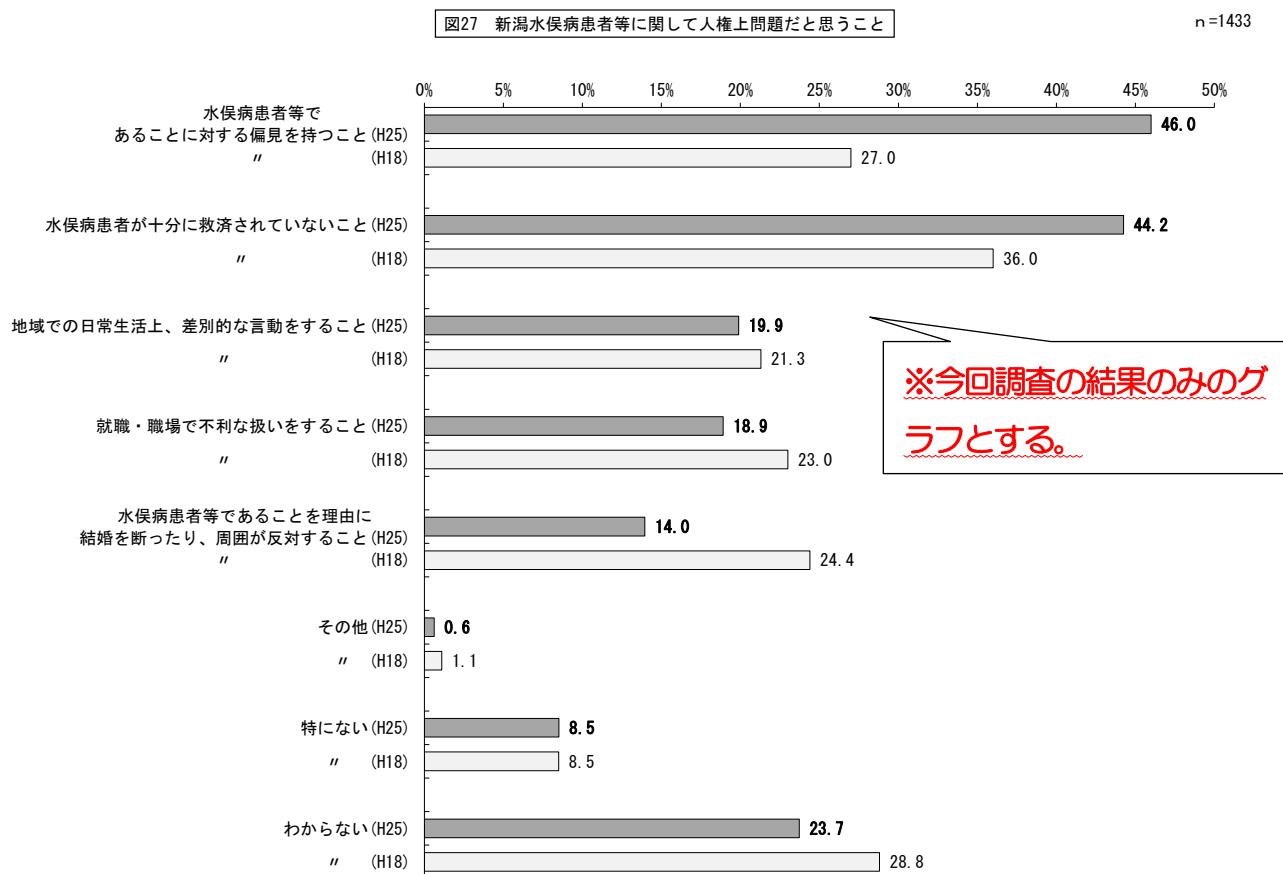
この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。

1995（平成7）年の未認定者救済の政治解決や2009（平成21）年の水俣病被害者救済特別措置法による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、水俣病公式確認から50年近く経た今日でも健康被害は続いており、水俣病の認定申請や裁判が提訴されるなど現在も大きな社会問題となっています。

今回調査では、「水俣病患者等に関する人権上問題だと思うこと」に対し、「偏見を持つこと」の回答が5割、「十分な救済がされていない」の回答が4割あり、いずれも前回調査に比べ回答率が増え、逆に「わからない」の回答率が減り2割となっています。また、「水俣病患者等の人権を守るために必要なこと」に対し、前回調査と同様「教育・啓発広報活動の推進が必要」、「相談体制の整備」、「生活費や治療費の援助」との回答が4割となっています。

今回調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった水俣病の教訓が十分に活かされているとは、まだまだ言いがたい状況です。

本市では、新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。



※「n=」は回答者数

9 インターネットによる人権侵害

コンピューター技術はめざましい発展をつづけ、我が国のインターネット利用人口は2012（平成24）年末で約9,652万人に達し、毎年増加傾向であり、現在は広く普及している状況にあります。この急速に普及したインターネットの利用は、ホームページやブログを開設して不特定多数の世界の人々に情報を発信することができ、この情報を市民は仕事や家庭で活用し生活を豊かにしています。

電子メールやメールマガジン・メーリングリスト（※15）は、早く安く情報を相手に伝えることができ、しかも画像や音楽などのデーターを添付して送ることもできますが、誹謗中傷のメールが送られてきたり、わいせつな画像などを売り込むダイレクトメール、ねずみ講まがいの勧誘メールもあります。

電子掲示板やツイッターは、誰でも情報の書き込みができるため、自由に意見を交わすことができますが、匿名で書き込みができることから表現が攻撃的・暴力的になりやすく、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現もあります。

これらのインターネットを利用した方法は、市民の表現手段を拡大させていますが、自由を逸脱して相手の名誉を傷つけたり、子どもたちに起きているネットいじめ、ヘイトスピーチの助長、個人情報が掲載されるなど人権問題が増加しています。

そのため、2000（平成12）年以降、「不正アクセス禁止法」、「プロバイダ責任制限法」などさまざまな法律が制定され、法務局や警察による相談や防止のための取り組みが行われています。しかし、いったんインターネットに流れた誹謗中傷や悪意により公開された個人情報など問題のある情報は、これを完全に削除・中断することや情報発信者の特定は難しく、有効な問題解決手段は見つかっていません。

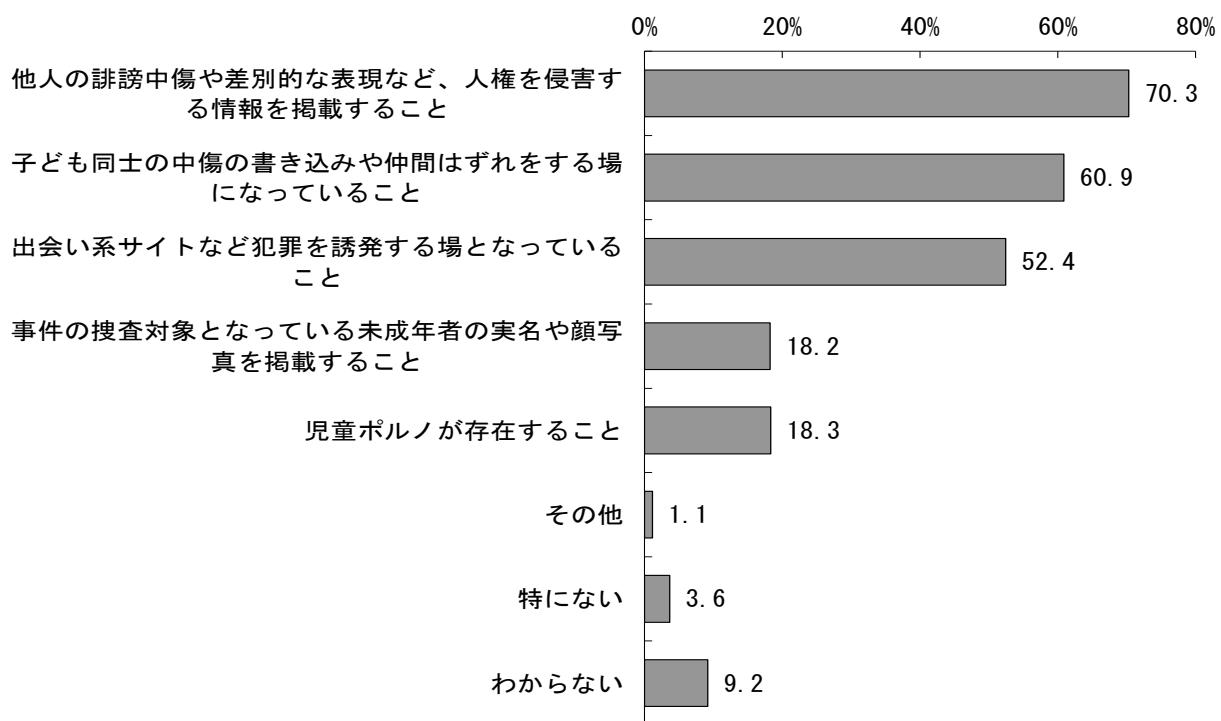
今回調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に关心がありますか」に対し、前回調査に比べ「インターネット上のもの」との回答率が2割から4割に増加し、特に40歳代で6割、30歳で5割と、関心が高い結果となっています。今回調査では、新たに「インターネット利用で人権侵害だと思うこと」、「インターネット上の人権侵害を防ぐために必要なこと」の設問を設けた結果、人権侵害と思うことでは、「差別的表現など人権を侵害する情報掲載」が7割、「子ども同士の中傷書き込みや仲間はずれをする場になっている」が6割、「犯罪を誘発する場となっている」が5割の回答が、人権侵害を防ぐには、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まり強化」が7割、「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」が6割の回答となりました。

これらの状況を踏まえ、これからも表現の自由やプライバシー（※16）、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を

持って正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実を確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などへの通報・相談を促すなど、関係機関との連携に努めます。また学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。

図29 インターネットの利用に関して人権上問題だと思うこと

n=1431



※「n=」は回答者数

10 さまざまな人権問題

(日本人拉致問題)

北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害であり、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。

この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」を育み、定着させるために配慮が必要です。

(ホームレス)

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を営んでいるホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためには、ホームレスへの偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。

(犯罪被害者など)

犯罪被害者とその家族などは、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという被害に加え、精神的被害を負っているにも拘らず、捜査や公判などの過程で過度の負担を負い、時には精神的な二次的被害を受けています。さらには周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道など、副次的な被害に苦しめられる場合もあります。

そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するには、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることが必要です。

(刑を終えて出所した人)

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職が困難など、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壤づくりが必要です。

(性的マイノリティ（※17、※18）)

近年、多様な性（LGBT（※19））を生きる人たちの存在が少しづつ社会の中で認識され始めてきました。

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しないために社会生活に支障がある人（性同一性障害（※20））や、性的意識の対象が異性（異性愛）、同性（同性愛）、両性（両性愛）のいずれかに向かう性的指向があるなかで同性愛者や両性愛者など性的マイノリティ（性的少数者）に対する理解は十分ではなく、偏見や差別されることがあります。

家族や学校、地域や職場で、多様な性を生きることへの理解を深め尊重し、生きやすい社会をつくることが必要です。

(個人情報)

役所や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。また、2013（平成25）年に、社会保障・税番号制度を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、順次番号の利用が始まることから、今後ますます個人情報の取扱いに慎重さが求められます。

個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて理解を深めてもらうことが必要です。

(職業差別)

技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、また昔ながらの職業も分業化が進むなど、職業の多様化が進んでいます。

これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く人が等しく尊重される地域社会づくりが必要です。

(婚外子)

婚外子（非嫡出子）は、婚姻関係のある両親から生まれなかつたという理由だけで差別意識が根強く残っています。

非嫡出子の民法による法定相続分は嫡出子の2分の1という法定相続の問題については、2013（平成25）年に民法の一部改正により相続分が同等に改正されましたが、除籍した戸籍上の差別記載の問題は残ったままの状況にあります。

「人は生まれながらに平等である」ことから人権課題として正しく理解されることが必要であり、引き続き人権教育・啓発が必要です。

(その他)

そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」などさまざまな人権問題や「人身取引（トラフィッキング）」、「東日本大震災に起因する人権侵害」など新たに取り上げられている人権問

題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

第5章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の観点から取り組まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、市民一人ひとりの理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と本市で構成）と協働し、効率的かつ有効な啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・人権啓発の取組を働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な教育・啓発が進められるよう連携に努めます。

3 計画の評価と見直し

人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、本計画は、2019（平成31）年度を目標年次とします。

本計画に基づく人権教育・啓発の施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、庁内推進会議で検証したうえ、その施策や個別事業は市のホームページに掲載し積極的な情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。

また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、総合的に検討・評価のうえ見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、有識者や関係機関、当事者団体、支援団体等を委員として構

成し設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めています。

主な用語の解説

(※1) 国際連合（国連）

1945年10月24日、20世紀前半に2度にわたって悲惨な世界大戦を経験した反省を踏まえ、国際平和を維持する目的をもって設立された政府間国際組織。

(※2) 人権条約

人権の保護と促進を目的に国連が中心となって採択した人権に関する条約。日本は「自由権規約」、「社会権規約」、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」等の条約の締約国である。

(※3) ドメスティック・バイオレンス (domestic violence), DV

「ドメスティック・バイオレンス」には明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。「夫・パートナーからの暴力」と呼ばれることがある。ドメスティック・バイオレンスは一般に異性パートナー間で起きる男性から女性への暴力と考えられがちだが、男性が被害者となることや同性パートナー間にも存在することが指摘されている。

(※4) スキル、スキルアップ

スキルは物事を行うための能力、技能。スキルアップはそれを向上させること。

(※5) ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

(※6) リーガル・リテラシー (legal literacy)

法を理解し、使いこなす力。権利の主体として法律や制度について知り、使いこなす能力。

(※7) NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

(※8) NPO (Non-profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない国際的・国内的組織で、活動分野は広範。NGOは民間団体の非政府性（政府からの独立性）に着目し、NPOはその非営利性を重視する用語である。

(※9) オンブズパーソン

スウェーデン語のオンブズマン（代理人、代弁者）と英語のパーソン（人）をもとにした造語。行

政機関に対する市民による苦情処理などをを行うことを職務とする人。

(※10) ネグレクト

親など保護者が子どもに対して養育を拒否したり放置するなど、適切な世話をしないこと。食事を満足に与えない、病気などで医者に見せない、長期間入浴させないなど、現れ方はさまざまである。児童虐待防止法では、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、…その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」(第2条三号)と規定している。

(※11) スクールカウンセラー

いじめや登校拒否など学校の教育相談体制の充実のため、1995(平成7年)年より文部省が小・中・高校に配置した臨床心理士などの専門相談員。心の専門家として児童・生徒の相談、カウンセリングを行っている。

(※12) セーフティ・スタッフ

小中学校区ごとに学区内の保護者・住民のボランティアで構成し、登下校時を中心としたパトロールや子どもへの声かけなどを行うことで、子どもを狙った犯罪防止を図っている組織。

(※13) H I V (ヒト免疫不全ウイルス)

人の免疫細胞を破壊し、免疫力を低下させるウイルス。H I Vに感染してもすぐに発症することはなく、潜伏期間を経て、症状があらわれた時点でエイズの発症と診断される。

(※14) ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士によって発見されたらい菌という細菌によって引き起こされる感染症。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

(※15) メールマガジン・メーリングリスト

メールマガジンは電子メールを使ってとどけられる雑誌。登録したメールアドレスに送られる。メーリングリストは電子メールの同報通信機能を活用した電子メールサービス。グループのメンバー全員を一つのメールアドレスに登録し、そのアドレスにメールが届くと、メンバー全員に同報送信される。

(※16) プライバシー

個人の日常生活や社会行動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。

(※17) マイノリティ

該当する人びとが持つ特徴が否定的にみなされ、社会的に不平等に扱われ、また自らこのような境遇にあることを自覚している人びとの集団。

(※18) 性的マイノリティ

性的指向や性自認におけるマイノリティのこと。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者、半陰陽者

などを指す。

(※19) L G B T (Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender)

L (レズビアン) 女性を恋愛や性愛の対象としている女性

G (ゲイ) 男性を恋愛や性愛の対象としている男性

B (バイセクシャル) 同性も異性も恋愛や性愛の対象としている人

T (トランジェンダー) 生れた時の法的・社会的な性別と異なる性別を生きる人、生きたいと望む人

(※20) 性同一性障害者

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはつきり認知していながら、その半面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態。

新潟市人権教育・啓発推進計画

企画・編集：新潟市市民生活部広聴相談課

発行：平成27年3月

新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1025（直通）FAX 025-223-8775

E-mail kocho@city.niigata.lg.jp